

定期積金

(平成19年11月20日現在適用中)

1. 商品名	・定期積金
2. 販売対象	・個人および法人
3. 期間	<ul style="list-style-type: none"> ・定額式：6か月以上5年以内（月単位） ・目標式：6か月以上5年以内（月単位） ・逓増式：2年、3年、4年、5年 ・満期分散式：3年、4年、5年
4. 払込方法 (1) 払込方法 (2) 払込金額 (3) 払込単位	<ul style="list-style-type: none"> ・契約期間内で掛金を分割払込 ・1回当たり100円以上（ただし、満期分散式は3,000円以上） ・1円単位（ただし、満期分散式は1,000円以上）
5. 支払方法	・満期日以後に一括して支払います。
6. 給付補填金 (1) 適用利回り (2) 支払頻度 (3) 計算方法 (4) 税金 (5) 金利情報の 入手方法	<ul style="list-style-type: none"> ・当初契約時の店頭表示の年利回りを満期日まで適用します。 ・満期日以後に一括して支払います。 ・計算単位を100円として契約期間における掛金残高積数に年利回りを乗じて計算。 ・個人のもものは20%（国税15%、地方税5%）の分離課税、法人のもものは総合課税となります。 ・金利（年利回り）は店頭の金利表示ボードに表示しています。または、窓口でお問合せください。
7. 手数料	—
8. 付加できる特 約事項	<ul style="list-style-type: none"> ・普通貯金等からの自動振替による払込ができます。 ・個人の場合は総合口座の担保とすることができます。 （貸越利率は担保定期積金の約定利率に0.75%を上乗せした利率）
9. 中途解約時の 取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第4位以下切捨て）により計算した利息相当額とともに払い戻します <li style="padding-left: 20px;">初回払込日から解約日までの期間が1年未満の場合 …… 解約日における普通貯金利率 <li style="padding-left: 20px;">初回払込日から解約日までの期間が1年以上の場合 …… 当初契約時の年利回り×60%
10. 貯金（預金） 保険制度 （公的制度）	<ul style="list-style-type: none"> ・保護対象 当該貯金は当組合の譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。
11. その他参考 となる事項	<ul style="list-style-type: none"> ・払込が遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間、繰り延べます。または当初契約時の店頭表示の年利回り（年365日の日割計算）の割合による遅延損害金をいただきます。 ・満期日以後の利息は解約日における普通貯金利率により計算します。